

いじめ防止基本方針

1. はじめに

学校生活は集団生活です。

友だちとの関係の中で、うまく自分の感情が出せず、嫌な気持ちやモヤモヤ感、イライラ感が募ってしまうケースは、学校生活の中で、日常的に起こり得ます。クラスの中で、このような状況が重なると、何かあるわけでもないのに、児童がトラブルを引き起こしてしまう場合があります。その中には、「いじめ」も含まれます。

こうした雰囲気の中では、子どもたちに「相手の気持ちを考える」や「自分がされたらどう思うのか。」という問いかけが、かえって裏面に出てしまうことも多々あります。

春日出小学校では、このような状況にクラス、あるいは、クラスの中の特定の集団が、陥ることのないように、いじめを未然に防ぐ実践を重ねてまいります。

2. 「相手の気持ちを考える。」「自分がされたらどう思うのか。」という問いかけが、子どもたちの心に響くために

例えば、子どもたちは、子どもだからこそ、教員が気になる行動をとります。「この行動を何とかしてなくせないか。」「どうやったら減らせるか。」という関わり方は、かえってこのような児童の行動を増やしてしまう結果に陥りやすいです。

それは、子どもの立場にたてば、児童が、「特別な人」であるはずの学級担任や特別支援担任と結ぶべき情緒的な心の絆を築けていないとと思っているからです。

子どもたちの中には、相手の気持ちをくみとることが難しいだけでなく、自分の気持ちすらも、うまく理解できていない児童も存在します。

春日出小学校では、子どものやってしまった良くない行いをいきなり変えようとするのではなく、子どものやってしまった良くない行動の原因を先生と子どもと一緒に考え、洗い出していくことから始めます。

良くない行いをやってしまった児童に対して、「その表現の仕方はまずかった。でも、あなたがやってしまった行いの理由となっているあなたの感じ方は間違っていない。」と、場

合によっては、教員は、児童の存在はそのものを、受け止めてやらなければなりません。全ては、ここから始まります。

3. いじめ未然防止についての取り組み

まず、教員の関わり方が子どもたち、それぞれの相性と合っているのかどうか、日々、検証を続けていくことが前提となります。

春日出小学校では、以下の取り組みを続けてまいります。

(1) 児童の不安・心配を取り除く。

学校生活における児童の学習上の不安、心配あるいは、人間関係上の不安、心配といったものを教員が、受け止め、くみとり、共有し、児童のもつネガティブな感情から児童を守ります。

(2) 児童の「やる気」を引き出す。

子どもたちにとって先生が「この人といっしょにしていると、嫌な気持ちがなくなるだけでなく、いい気持ちをつくってくれる。」という人物で存在できるように、日々、心がけます。教室に入ったら、子どもたちが、自然とやる気が出てくるという状況を全クラスが目指します。

(3) 児童がいろんなことを話せる教室にします。

子どもたちの「よかった。」「楽しかった。」というポジティブな感情、「いやだった。」「つらかった。」というネガティブな感情を出し合い、受け入れ合い、理解し合うことで、児童の自己肯定感、自己有用感、学習意欲を高めていきます。

春日出小学校では、最初に先生が子どもの求めていることを考えて行動します。子どもの気持ちを言い当てます。子どもの立場にたてば、自分のことをわかってくれて、自分の気持ちをよいものにしてくれます。全教職員でそこを目指します。そうすれば、学校全体が温かい雰囲気となり、「いじめ」の芽を未然に防止できるものと考えています。

4. いじめの早期発見についての取り組み

○いじめアンケート（人権教育）年3回実施

生活指導は、主に集団統率の観点から児童に関わっていきます。子どもたちは、「先生をこれ以上怒らしてはいけない。」と、察することが前提となります。人権教育は、主に個人としての子どもの感情の支援から児童に関わっていきます。一人ひとりの子どもが先生から愛情を感じ取ることが前提となります。

5. いじめ問題に取り組むための構内組織

(1) スクリーニング会議1（生活指導）毎月実施

学級の状況、児童間、対教員のトラブルの有無と、その内容、事後指導の中身と課題の共通理解を、管理職、全教職員ではかります。

(2) いじめ対策委員会

校長が権限と責任を担うとの大前提の下、管理職、生活指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任などで構成され、必要に応じて心理や福祉の専門家等を加えて助言を得ながら対応します。教育委員会との連絡・報告は、管理職が行います。

学校がいじめ(あるいはいじめの可能性)に気付いた場合、教育委員会の指示・指導を得るとともに、関係機関等とも連携しながら、校内においては校長の権限・責任の下でこの組織が中心的な役割を担います。

- ◎ いじめが発生した場合、まずは学級担任、学年担当で解決に向けて全力で取り組みます。望ましい状況に向かわない場合は、生活指導部長、人権教育担当、管理職が積極的に課題と向き合います。

いじめは絶対に許しません。